

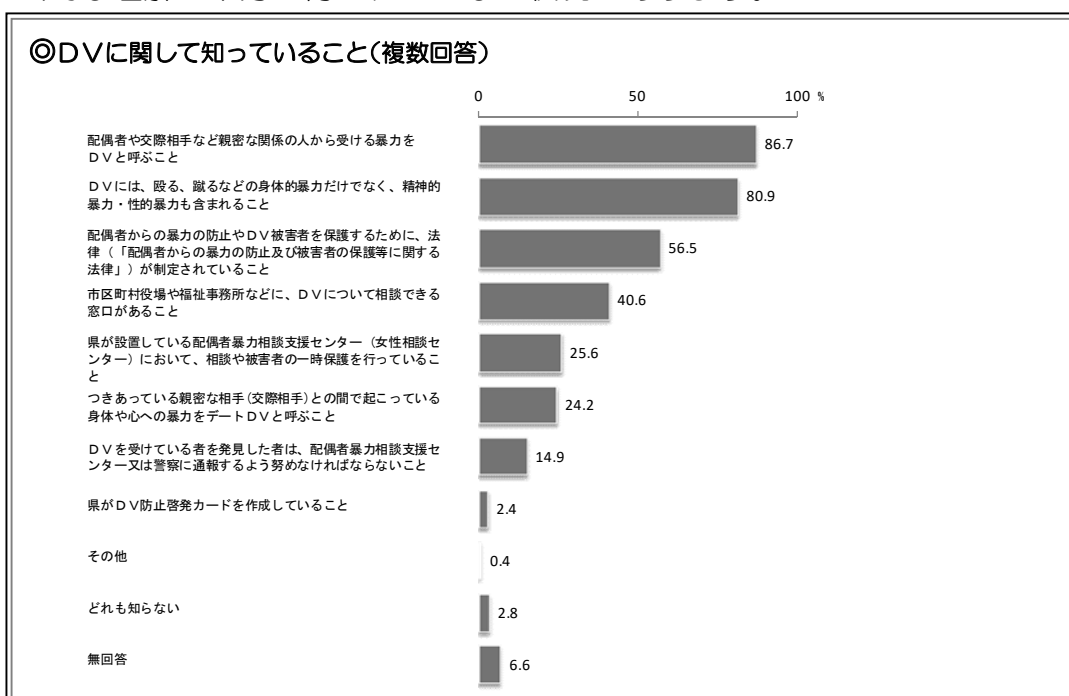
第3章
配偶者からの暴力防止及び被害者支援
に関する課題と取組

重点目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない県民意識の醸成

基本施策① DV防止に向けた啓発の推進

現状と課題

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、基本的人権尊重の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することは重要なことです。
- 本県では、2001（平成13）年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に女性、子どもを始めとする重要課題を掲げ、社会、学校、企業、特定の職業に従事する者を対象として人権教育・啓発に努めています。
また、2002（平成14）年4月に施行した「愛知県男女共同参画推進条例」において、基本理念の第一に男女の人権の尊重を定め、さらに、2016（平成28）年3月に策定した「あいち男女共同参画プラン2020」において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本的施策として設定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな啓発活動に取り組んでいるところです。
- 2016（平成28）年度県政世論調査によれば、8割を超える方が「配偶者や交際相手など親密な関係の人から受ける暴力をDVと呼ぶこと」、また、「DVには殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力・性的暴力も含まれること」を知っていました。
しかしながら、DVは、子どもに対する虐待と同様に、家庭内での行為として潜在化しやすく、外部からの発見が困難なこともあり、実態について社会的な理解が十分に得られていない状況にあります。



*2016（平成28）年度 県政世論調査

- また、DV被害について、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関へ相談した人の割合は 1.8%と少ない現状であり、相談窓口としての配偶者暴力相談支援センターのさらなる周知についても求められています。
- DV被害は年々増加し深刻な状況であることから、DVを容認し繰り返させる社会構造の変革をも視野に入れ、学校等教育現場だけでなく、地域を含め、今後さらにさまざまな場所でのきめ細かな啓発活動を一層推進していく必要があります。

今後の取組	
項 目	内 容
① 女性相談センター等相談窓口の周知強化	• さまざまな機会をとらえ、広く県民にDVが理解されるよう、啓発活動を進めていきます。
	• DV防止啓発カードの配布等により、広く県民に女性相談センターを始めとした相談窓口が周知されるよう、さらに啓発活動を進めていきます。
	• DV防止と児童虐待防止を合わせたパンフレット等による啓発を行っていきます。
②市町村を中心とした地域における啓発の実施	• 住民を対象とした市町村への出前講座（※）等の実施による啓発活動を行っていきます。
	• 市町村と連携し、市町村広報の活用等により、地域においてDVが理解されるよう啓発活動を進めていきます。

（※）出前講座：さまざまな団体で行われる研修会や集会等に民間支援団体のスタッフ等を講師として派遣する事業の名称。

基本施策② 若年層への教育・啓発の推進

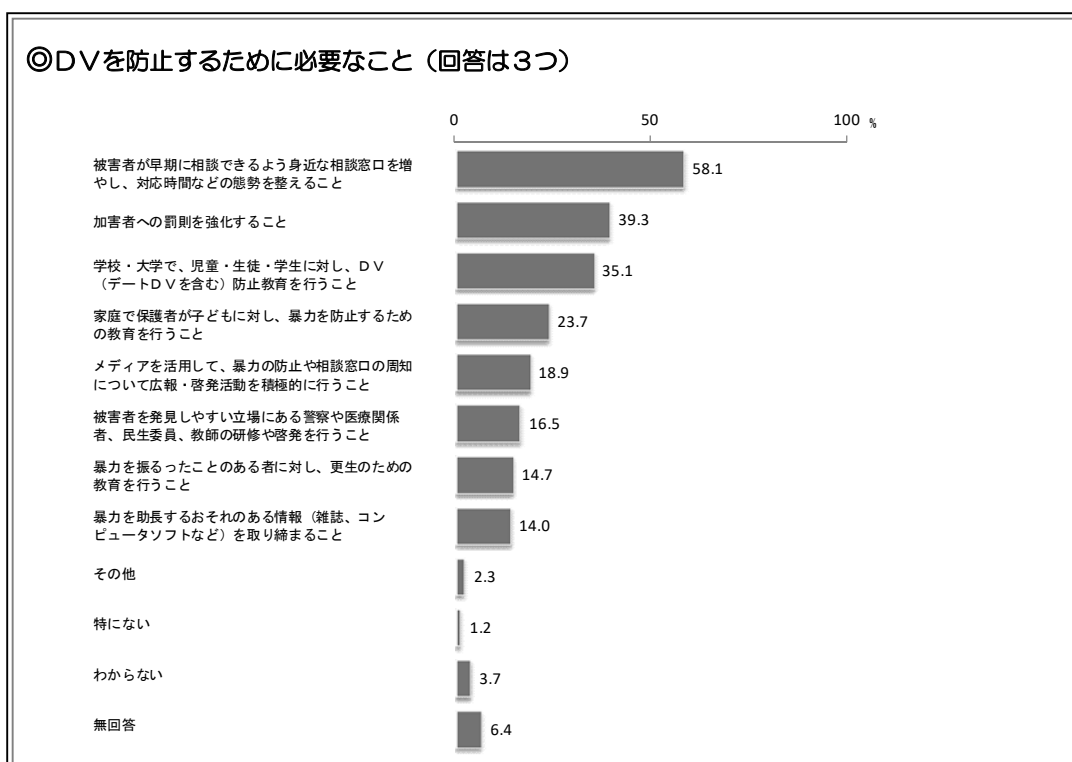
現状と課題

○ DVは大人だけの問題ではなく、中高生や大学生等恋愛関係にある若者の間でも同じような暴力が起きています。

DV理解のための啓発は、広く県民全体に実施されているところでありますが、こういったデートDV（※1）等でDVの被害者になり得る若年層へ向け、DVに対する予防教育や啓発活動に取り組むことがさらに重要です。

○ 2016（平成28）年度県政世論調査によれば、「つきあっている親密な相手（交際相手）との間で起こっている身体や心への暴力をデートDVと呼ぶこと」を知っている人は24.2%にとどまり、自分が受けている行為がDVに当たると認識していない方が多いことがうかがえます。

また、DV防止のために必要な取組として「学校・大学で、児童・生徒・学生に対し、DV（デートDVを含む）防止教育を行うこと」と回答した人の割合も高く、若年層へDV防止教育を行うことが効果的であると思っている方が多いことがうかがえます。



*2016（平成28）年度 県政世論調査

○ 近年では、SNS（※2）による脅し等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力が社会問題化する等、DVをめぐる状況は一層多様化しています。

- DVを防止するためには、若年層に対し、早い段階からこういった行為が愛情ではなくデートDVに当たるのか等、デートDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供する必要があります。

そういった教育・啓発を行うことにより、若年層がDVについての理解を深め、対等でお互いに尊重し合えるより良い関係を築いていくことは、将来におけるDVの発生を未然に防止することにつながります。

- 幼児教育、小中高の教育現場においても、子どもや教育関係者に対する体験学習、研修を充実するとともに、暴力防止のワークショップや予防啓発講座の開催等により、暴言暴力や物を投げ威嚇する等は人権侵害に当たる行為であることを、子どもや保護者、教育関係者を始め広く県民が学ぶ機会を作ることが必要です。

- また、若年層に対しての啓発に当たっては、若年層がよく利用するSNS等の多様な媒体を有効に活用する等、効果的手法に配慮する必要があります。

(※1) デートDV：交際中のカップル間に起こる暴力。

(※2) SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネットや携帯回線を通じてオンライン上で不特定多数の人が交流をはかるサイトの総称。

Twitter・Facebook・LINE等がこれに当たる。

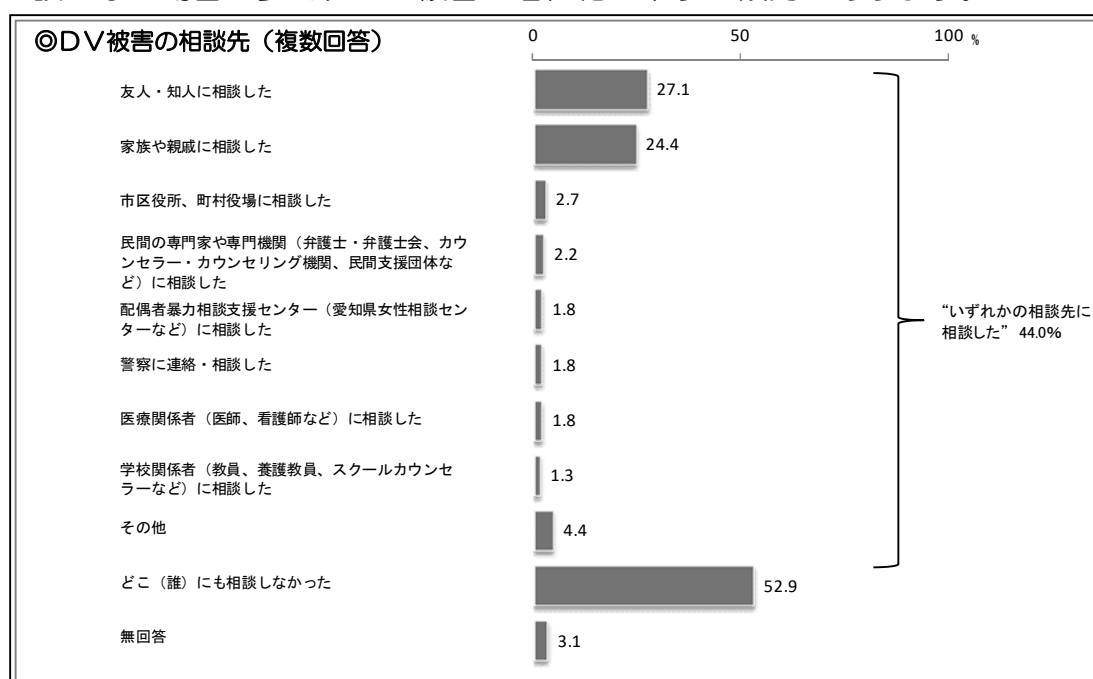
今後の取組	
項目	内容
① 学校等における人権教育の実施	・発達段階に応じた男女の人権について、学習機会の充実を進め、暴力防止の意識の早期からの醸成を促します。
	・DVに対する正しい理解を得るため、人権教育に関する教職員研修を行います。
② 若年層への幅広い啓発の強化	・学校や専門学校等学生を対象とした、若年層の早い段階からの出前講座の実施等により、デートDVの問題も含めた啓発活動をさらに進めていきます。
	・若年層がよく利用するインターネットやSNS等の活用等、効果的手法を検討し、デートDV等の啓発を行います。

基本施策③ 早期発見体制の充実

現状と課題

- DV防止法では、「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」（第6条）とされています。
- DVは家庭内で行われ外部から発見することが困難であることが多く、被害者は配偶者からの報復や家庭の事情等、さまざまな理由により相談や保護を求めることをためらう場合もあります。

2016（平成28）年度県政世論調査によれば、DV被害を受けた時、「どこ（誰）にも相談しなかった」人は52.9%もあり、被害を受けても誰にも相談しない場合も多く、DV被害は潜在化しやすい傾向にあります。



*2016（平成28）年度 県政世論調査

- 被害が潜在化し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、友人、近隣住民、民生委員・児童委員等の福祉関係者、人権擁護委員、医療関係者等から広く情報を求めることが重要です。

特に、日常の業務を行う中でDV被害者を発見しやすい立場にある医師や看護師、MSW（※1）、PSW（※2）等の医療関係者には、被害者の早期発見や通報において、積極的な役割が期待されています。

通報は、DV被害者のプライバシーの保護との関係において躊躇されることがあるため、この通報は守秘義務違反に当たらないこと等、DVについての正しい理解と通報の必要性について啓発をすることが必要です。

- また、通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察官は、DV被害者の置かれている状況に配慮し、通報者、配偶者暴力相談支援センター、警察官との間で緊密な連携を図ることが必要です。

(※1) MSW：医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker）。主に病院において、患者や家族の抱える心理的な問題等を解決・調整を援助し、退院後自立した生活を送ることができるよう支援する専門員。

(※2) PSW：精神科ソーシャルワーカー（Psychiatric Social Worker）。精神保健福祉士（国家資格名）という名称で、精神科医療機関や福祉サービス事業所等で、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標に支援する専門員。

今後の取組

項目	内容
① DV発見・通報のための広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> • DV被害者の発見と通報の重要性、発見した場合の連絡先について、さまざまな機会をとらえて周知を図っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> • DV防止啓発カードの配布等により、広く県民に女性相談センターを始めとした相談窓口が周知されるよう、さらに啓発活動を進めていきます。【再掲】
	<ul style="list-style-type: none"> • 住民を対象とした市町村への出前講座等の実施による啓発活動を行っていきます。【再掲】
② 医療関係者等への周知	<ul style="list-style-type: none"> • 医師会等の協力のもと、「医療機関向けDV対応マニュアル（※）」等を活用し、DV被害者を発見した際の通報先や支援等、適切な対応がなされるよう周知を図っていきます。また、必要に応じてマニュアルの改訂を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> • 医師や看護師等になろうとする者にとっては、DVについての知識は職務上必要になることから、県内の医師や看護師等の学校・養成所の学生に対し、理解を深めてもらうよう啓発活動を行います。

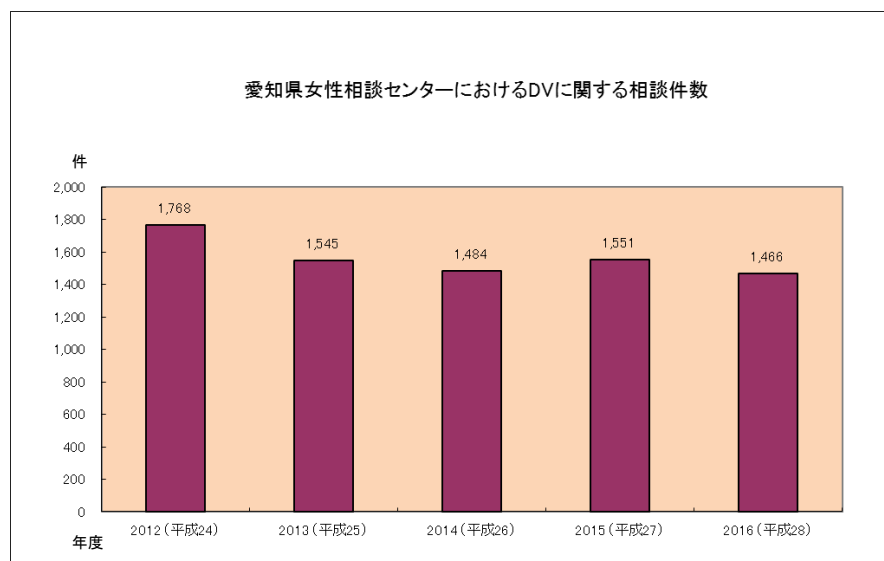
(※) 医療機関向けDV対応マニュアル：医療関係者がDV被害者を発見した際にDV防止法の趣旨に基づき、適切な対応を行うことができるようにするためのマニュアル。

重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

基本施策④ 愛知県女性相談センターの機能強化

現状と課題

- 県は、DV防止法の施行に伴い、2002（平成14）年4月から愛知県女性相談センターに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与して、電話相談や面接相談の実施等、DV被害者の支援に努めています。
- 電話相談については、祝日年末年始を除く毎日において、平日は午前9時から午後9時まで、土・日曜日は午前9時から午後4時までDV被害者からの相談に対応しています。
また、面接相談、弁護士による専門相談等にも取り組み、きめ細かい支援を実施しています。
- 愛知県女性相談センターにおけるDV被害者からの相談は、2013（平成25）年度以降1,500件前後で横ばい状態にあり、依然として深刻な状況にあります。



- また、DV被害当事者からの聞き取りによれば、最初の相談窓口での対応によって安心して相談ができる場合と、反対に二次的被害（※1）にあう場合があります。

DV被害者からの相談を受けるに当たっては、DV被害者の置かれた環境や心身の状態をよく理解し、その後の解決へ向けた適切な入口として機能しなければなりません。二次的被害を防止するため、相談員の資質の向上とDVに対する深い理解が求められます。

- さらに、加害者からのプレッシャーにさらされる中で職務関係者が適切な対応をするために、個人ではなく組織として対応するため、マニュアルを作成し、実際に現場でそれを使いこなせるようにしておく等の事前の備えが大切です。
- 県は市町村における配偶者暴力相談支援センター機能等が発揮できるよう、必要な情報の収集・提供、広域的な調整や連携、また、市町村に対するスーパーバイズ（※2）や困難事例へのコーディネート等の支援を行うことが必要となります。
 なお、県内7か所にある愛知県女性相談センター駐在室は、管内の市町村が配偶者暴力相談支援センターの機能等の業務を円滑に行うことができるよう、地域におけるネットワークの中心的役割を担うことにより市町村を支援することが重要となります。
- DV防止法では、「被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする」（第9条の2）とされています。
- 愛知県女性相談センターを始め各関係機関においては、苦情処理が適切に行えるような体制を整備し、円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要です。
 なお、既に苦情処理制度が設けられている場合は、その制度に即して適切に処理することが必要です。

愛知県の現状は、以下のとおりです。

社会福祉事業による福祉サービス利用者の苦情は、第一義的には事業者と利用者間で解決することになりますが、解決できないものについては、愛知県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会で対応しています。

また、男女共同参画の推進を阻害するような事項については、愛知県男女共同参画推進条例に基づき相談を申し出ることができます。

（※1）二次的被害：相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者等の不適切な言動等により、DV被害者が傷付き、さらなる被害が生ずること。

（※2）スーパーバイズ：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導や支援を行うこと。

今後の取組

項 目	内 容
① 女性相談センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> • DV被害者の増加に適切に対応できるよう、駐在室を含めた女性相談センターの職員体制の見直しを検討していきます。 • 女性相談員（※）による一般相談のほか、弁護士によるDV専門電話相談と、女性弁護士による法律相談を実施します。 • 複雑かつ多様化する相談に適切に対応するため、嘱託弁護士を配置し、職員及び女性相談員に対する法律的な助言を行います。 • DV被害者に二次的被害を与えることなく、良質な支援が行われるよう、女性相談員等DV職務関係者の研修を充実させていきます。 • より経験のある職員等を配置し、より良い被害者支援を実施できるよう、女性相談員等DV職務関係者のメンタルヘルスケアの充実に努めます。 • 職員等の関係者の安全の確保が図られるような体制の整備に努めます。
② 女性相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> • 相談対応能力の強化を図るため、実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、女性相談員の資質の向上に努めます。
③ 相談マニュアルの活用	<ul style="list-style-type: none"> • 女性相談センターが2015（平成27）年12月に改訂した「DV相談マニュアル」を関係機関に配布し、各機関でDV被害者に対して適切な対応がなされるよう努めるとともに、関係機関相互の連携に役立てていきます。また、必要に応じて同マニュアルの改訂を行います。

項 目	内 容
④ 市町村支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町村(配偶者暴力相談支援センター)に対し、必要な情報の提供や広域的な調整等、スーパーバイズや困難事例へのコーディネート等の支援を実施します。
⑤ 女性相談センターを始めとする苦情処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 苦情の申出を受けたときは、DV被害者の視点に立ち、苦情の内容を誠実に受けとめ、適切かつ迅速に処理し、業務の改善に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 相談機関等へ寄せられた苦情の内容とその対応状況を、愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議に提出し、会議において検討及び評価を行います。

(※) 女性相談員：売春防止法に基づく婦人相談員の愛知県における名称。現在は、DVの相談にも対応している。

基本施策⑤ 身近な地域での相談窓口の充実

現状と課題

- 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの問題は、安心して安全に暮らせるまちづくりの実現のために、克服しなければならない重要な課題の一つです。
- DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。
地域住民の一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向けて積極的に取り組んでいくという姿勢が必要であり、地域での取組はとても重要です。
- 地域住民の最も身近に存在する市町村は、DV被害者に対して、生活保護等の福祉的な対応や、学校の転校手続等の各種のサービスを提供する等、重要な役割を担っています。
2007（平成 19）年 7 月にDV防止法の改正が行われ、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、市町村の役割について強化されました。これは、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要であり、DV被害者に対する自立支援の施策の充実が求められているためです。
- 2017（平成 29）年 10 月 1 日現在において、DV基本計画を策定した市町村は 41 市町村、配偶者暴力相談支援センターを整備した市町村は 1 市となりました。
市町村が施策の一層の推進を図るためには、支援体制や方法をあらかじめ定めておくことが必要であり、市町村が基本計画を策定する意義を十分に認識し、取組を進めることが大切です。
- また、2016（平成 28）年度県政世論調査によれば、DVを防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やし、対応時間などの態勢を整えること」と回答した人は6割近くおり、身近な地域での相談対応に期待していることがうかがえます。
- 現在、県内の多くの市町村では、DVについて電話若しくは面接での相談事業を実施し、DVに関するネットワーク会議等を設置する等して、DV被害者支援の充実を図っているところですが、各市町村において取組状況に差が見られることが課題となっています。

- 県内の全ての市町村において、DV被害者が支援を受けやすい環境が整備されるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う等DV被害者支援に積極的にかかわることが求められています。

市町村でのDV対応状況（2017（平成29）年度）

基本計画は 41 市町村で策定しており、配偶者暴力相談支援センターは1 市町村で設置しています。

電話若しくは面接での相談事業は 32 市町村で実施しています。

DVに関するネットワーク会議等は 16 市町村で設置していますが、そのうち 11 市町村が児童虐待防止対策会議等を兼ねて開催されています。

庁舎内のネットワーク会議等は、26 市町村で設置しています。

基本計画の策定、相談事業の実施及び会議等を設置している市町村は、2012（平成24）年度から増加しています。特に基本計画を策定した市町村は、この4年間で3倍近く増加しております。

区 分	2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度)
基本計画策定	15	41
配偶者暴力相談支援センター設置	1	1
相談事業実施	29	32
DVに関するネットワーク会議等設置	15	16
うち児童虐待防止対策会議等を兼ねて開催	11	11
庁舎内ネットワーク会議等設置	18	26

今後の取組

項 目	内 容
① 市町村DV基本計画策定の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 県内の全ての市町村においてDV基本計画が策定されるよう一層の働きかけをしていきます。
② 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけを行います。
	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に際しては、運営に必要な技術支援や情報提供等の支援を行います。
③ 県による市町村担当者会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> • DVについての情報提供及び情報交換を行い、市町村におけるDV対策が充実されるよう、市町村DV実務担当者を集めた会議等を開催します。
④ 市の女性相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 身近なDV被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、市に対して女性相談員の設置を働きかけます。
	<ul style="list-style-type: none"> • 相談対応能力の強化を図るため、実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、女性相談員の資質の向上に努めます。【再掲】
⑤ 市町村におけるDV連絡会議設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村において、庁内関係課室で構成するDVに関する連絡会議が設置されるよう働きかけていきます。

項 目	内 容
⑥ 市町村での相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村でのDV相談窓口を明確化し、DV被害者支援の体制が整えられるよう働きかけていきます。 • DV被害者の安全を確保するとともに、DV被害者の負担を軽減するため、市町村において庁内の手続を一か所で行えるワンストップサービスの実施等、迅速な対応の推進について働きかけます。 • 市町村における配偶者暴力相談支援センター及びDV相談窓口の設置状況等を県のホームページに掲載することにより、県民に対して情報を提供し、相談しやすい環境を整えます。 • 女性相談センターが2015（平成27）年12月に改訂した「DV相談マニュアル」を関係機関に配布し、各機関でDV被害者に対して適切な対応がなされるよう努めるとともに、関係機関相互の連携に役立てていきます。 また、必要に応じて同マニュアルの改訂を行います。【再掲】
⑦ 警察での相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 警察安全相談等の各種相談活動において、相談室を活用するとともに、必要に応じて女性警察職員がDV相談に対応します。 • DV被害者の状況に応じた、刑事手続、保護命令手続、DV防止法に定める警察本部長等の援助（※）等個々の事案に即した措置を実施します。 • つきまとい行為に対するストーカー規制法に基づく行為者への警告等を実施します。

（※）警察本部長等の援助：DV防止法第8条の2により、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため、援助を受けたい旨の申出を受けた場合、警察はその申出が相当であると認める時は、次の援助を行っている。

- 被害を自ら防止するための措置の教示
- 住所又は居所を知られないようにするための措置
- 被害防止交渉に関する事項の助言
- 加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡
- 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 等

基本施策⑥ 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

現状と課題

- DV防止法は、外国人、障害者及び高齢者等も保護・支援の対象としていますので、DV被害者が、外国人、障害者、高齢者等であることによって、保護や自立支援等支援が十分受けられないということにならないようにしなければなりません。
そのためには、支援情報の提供、相談窓口の対応、施設整備等の面において、それぞれのDV被害者のニーズに応じた対応を行う必要があります。
- 愛知県女性相談センター作成の「DV相談マニュアル」においては、外国人、障害者、高齢者等さまざまな被害者に対応するためのポイントを記載し、職務関係者に対しDV被害者に対応する留意事項を周知しているところです。
- DV被害者が外国人の場合、言葉の問題から十分に意思が伝わらず、適切な相談・保護が受けられないことがあります。
また、在留資格の取得・延長や不法滞在等の入国管理局との関係で生ずる諸問題、その後の自立に向けた福祉措置等さまざまな問題があります。
外国人の方が安心・安全に相談・保護・支援を受けられるシステムづくりを目指す必要があります。
- 障害者や高齢者等のDV被害者に対しては、その身体面や精神面の特性を考えると、それぞれの福祉施策の視点から支援を行うことが求められるため、福祉事務所等の福祉担当部局との連携を図りながら支援を行っていくことが必要です。
- 警察庁が発表した配偶者からの暴力事案等への対応状況によると、男性のDV被害者からの相談件数は、男性が被害を訴えやすい環境が整ってきた側面も見逃せないが、この4年で4倍以上に急増しています。
現在は男性DV被害者に対する支援体制は整備されていないことから、増加する男性DV被害者についての対応として、早急に安心して相談できる体制を整備する必要があります。

配偶者からの暴力事案等の相談等状況(被害者の性別)

	2012(平成24)年		2013(平成25)年		2014(平成26)年		2015(平成27)年		2016(平成28)年	
	相談等件数	割合	相談等件数	割合	相談等件数	割合	相談等件数	割合	相談等件数	割合
男性	2,372	5.4%	3,281	6.6%	5,971	10.1%	7,557	12.0%	10,496	15.0%
女性	41,578	94.6%	46,252	93.4%	53,101	89.9%	55,584	88.0%	59,412	85.0%
計	43,950		49,533		59,072		63,141		69,908	

*警察庁調べ

今後の取組

項 目	内 容
① 女性相談センターでの通訳の確保	<ul style="list-style-type: none"> 日本語が十分に話せない外国人DV被害者には、通訳者（フィリピン語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・インドネシア語）を雇い、面談の際の通訳での対応を随時行い、適切な支援につなげるとともに、通訳者に対してもDVへの理解を深めるよう努めていきます。 また、必要に応じて対象言語の拡大を検討します。
② 愛知県国際交流協会における多言語での生活相談、弁護士相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 多文化ソーシャルワーカー（※）が、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語/タガログ語、日本語）での相談、情報提供を行うとともに、複雑な問題に対して、関係する専門機関と協力しながら継続的な支援を行います。 また、外国人向けの弁護士相談を実施します。
③ 外国人DV被害者のための啓発資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> 外国人DV被害者に相談窓口の情報提供をするために、外国語版啓発資料を作成・配布します。
④ 外国人DV被害者を支援する民間団体との協議	<ul style="list-style-type: none"> 外国人DV被害者の支援を行っている民間団体と協議をし、豊富な経験や柔軟な対応について今後の施策に反映していくよう努めます。
⑤ 外国人に対応する関係職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 外国人への対応は、国籍を問わず、生活習慣や文化等に十分配慮し、DV被害者の意向を踏まえて実施します。このため、関係職員に対する研修の充実を図り、外国人DV被害者への理解を深めていきます。
⑥ 外国語による一時保護所オリエンテーションマニュアルの活用	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が一時保護所の生活に困らないように、外国語の説明書（オリエンテーションマニュアル）を活用して対応します。
⑦ 男性被害者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 女性被害者の安全性等に配慮しつつ、男性被害者が安心して相談できる男性専用のDV相談窓口について検討します。

項 目	内 容
⑧障害者・高齢者のDV被害者支援のための関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者・高齢者の身体面、精神面の状況に応じて関係機関と連携し対応に努めます。

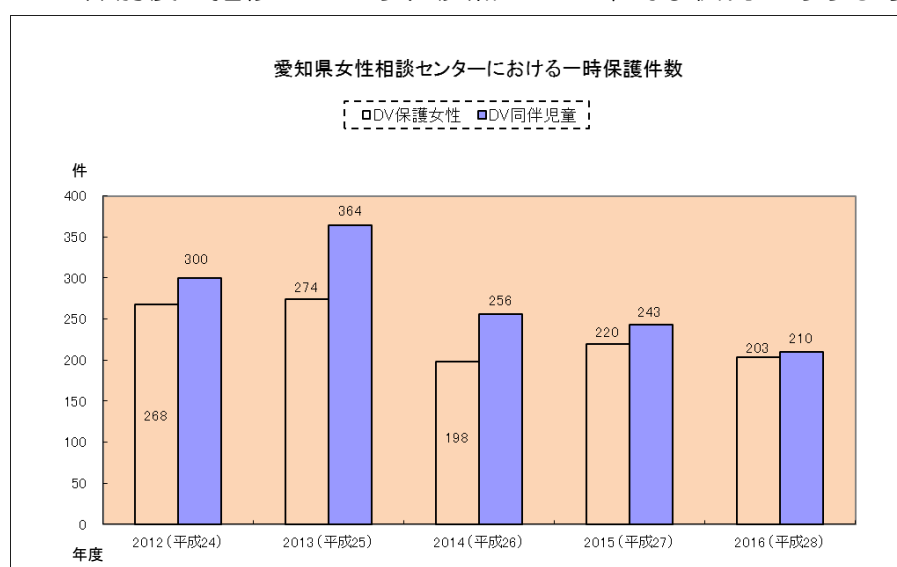
(※) 多文化ソーシャルワーカー：外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生ずる心理的、社会的な問題に対して、本人の心だけでなく、その人を取り巻く家族、グループ、コミュニティー等の環境に働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材をいう。

重点目標Ⅲ 安全な保護体制の整備

基本施策⑦ 一時保護体制の充実

現状と課題

- DV被害者の保護を行う上で、被害者の安全確保が最も重要であり、被害者を危険から緊急避難させ、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けられることができる気持ちを持てるようにすることが必要です。
- 本県では、DV被害者等の一時保護については、愛知県女性相談センターの一時保護所のほか、12か所の社会福祉施設や民間シェルター（※）に委託し実施しており、DVにより一時保護された女性は、2014（平成26）年度以降は200件前後で推移しており、依然として深刻な状況にあります。



- 休日や夜間に緊急に一時保護が必要となる場合も多く、警察等の関係機関と連携しながら対応を行っています。また、高齢者、障害者、外国人、その他自分の置かれている不安な状況等を適切に発信できない方も見えることから、休日夜間対応や多様なケースの実情に応じた一時保護体制の充実が求められています。
- また、DV被害者は、緊急を要する場合には所持金を持たずに避難してくる等、福祉的な支援が必要な場合が多いことから、DV被害者への保護が適切に行われるためには、一つの機関だけの対応では不十分であり、女性相談センターが中心となって福祉事務所等との関係機関の連携強化を図ることが必要です。

- 愛知県女性相談センターでは、2011（平成23）年度に相談部門と一時保護所を分離し、一時保護所におけるDV被害者の安全確保を図りました。一時保護所においては、窓を防犯ガラスにし敷地内の門扉を改修する等、ハード面における防犯強化を進めているところであります。

しかしながら、県の一時保護所は、売春防止法に基づいて設置されたものであり、DV防止法が施行されて、配偶者暴力相談支援センターの機能が付加されたことに対応するため、その一部を改修したものの、建物構造上プライバシーの確保がしにくい状況にある等、現実の処遇において、DV被害者の状況に十分応じたものとなっていない点があります。

- こうした課題を解決しつつ、DV被害者保護・支援の中核を担う、女性相談センターを中心とした体制の強化を図る必要があります。

（※）シェルター：暴力から逃れ、駆け込んでくる女性や子どもたちのための緊急避難場所として一時的に保護する場（施設）のこと。

今後の取組	
項 目	内 容
① DV被害者の状態に合わせた一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、外国人等、それぞれの状況を総合的に判断し、適切な保護機関による一時保護を行っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者・高齢者のDV被害者について、一時保護することが困難な場合は、適切な対応をするため、各社会福祉施設等でのショートステイ事業（※）等を活用する等、市町村や施設との連携及び協力を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的に定めた「一時保護依頼票」に基づき、DV被害者及び依頼を行った福祉事務所等の意向を踏まえ、DV被害者の状況に応じた適切な保護機関を総合的に判断していきます。

項 目	内 容
② 一時保護委託施設（社会福祉施設・民間シェルター）との連携	<ul style="list-style-type: none"> • DV被害者の状況や必要性を踏まえ、女性相談センターと一時保護委託施設とが連携し、DV被害者の状況に応じたきめ細かい支援を行っていきます。 • 一時保護所の心理職員が、委託施設に一時保護されているDV被害者に対し、心理的ケアが実施できる体制づくりに努めます。
③ 一時保護所の休日夜間対応	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護所における休日夜間における受入体制等、DV被害者への適切な対応について検討していきます。
④ DV被害者に応じた支援方針による対応	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村等と協働して、各DV被害者のニーズに応じた支援方針を立て、継続的な支援を実施します。
⑤ 一時保護所機能及び環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護所の安全を確保するためのシェルター機能、また、DV被害者のプライバシーの確保等、一時保護所のハード面におけるあり方について検討します。 また、さまざまな状況にあるDV被害者の緊張と不安を緩和し、一時保護中に安心して援助を受けることができる気持ちを持てるよう、保護環境におけるソフト面についても検討します。
⑥ 緊急一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村（配偶者暴力相談支援センター）が、DV被害者の安全等を考慮し、緊急一時保護を実施できるように働きかけていきます。
⑦ 一時保護後の生活について関係機関を含めた協議の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護後のDV被害者の生活について、女性相談センター、福祉事務所、社会福祉施設等関係者が協議し、適切な支援を実施します。

(※) ショートステイ事業：高齢者や障害のある方等が、社会福祉施設等に短期間入所して介護サービスを受ける事業。

基本施策⑧ DV被害者の安全確保と加害者対応の拡充

現状と課題

- 2007（平成 19）年5月に県内で、DV被害者が人質とされる立てこもり事件が発生しました。

この事件は、愛知県女性相談センターの措置により施設に保護されていたDV被害者が、その加害者と遭遇し、危険な状況に陥ったものでした。

本県としては、この事件を今後の教訓として、DV被害者の一層の安全を確保するため、ケース検討会議を開催し、関係機関が行った対応を検証したところ、次の課題が明らかになりました。

1 加害者の危険度の認知

DV被害者の安全確保のためには、関係機関が加害者の前歴や探索行動等から想定される危険度等の情報を共有することが効果的です。

DV被害者を保護した直後はもちろん、自立に至るまでの間、必要な都度関係機関が情報を共有し、DV被害者に適切な情報提供と助言を行う必要があります。

2 加害者への対応

加害者の中には、DV被害者の探索行動等の中で、市町村や愛知県女性相談センター等の関係者に対して相当のプレッシャーをかける場合があります。

これら関係者が、加害者からのプレッシャーにさらされる中で適切な対応をするためには、個人ではなく組織として対応することが必要であるため、マニュアルを作成し、実際に現場で使いこなせるようにしておく等、事前に備えておく必要があります。

3 被害者の安全と安心の確保

暴力から逃れるため、DV被害者はこれまでの生活を断ち切って、保護を求めてくることになります。

しかしながら、DV被害者は配偶者から逃れ、保護されて、安全は確保されることになっても、残してきた生活のことが気になり、情緒的な安定が得られない状況に陥ることがあります。

この不安が大きくなってしまうと、安心を得るために、危険を覚悟してまでも加害者に近づいてしまう状況になる場合があります。

- 一時保護中は、加害者の探索行動の予測がつきがたく、また、DV被害者も一時的に混乱する等して、適切な判断及び行動をとることが困難な状況であります。

DV被害者を安全に保護するためには、加害者の前歴や探索行動等から見た危険度等の加害者情報を、支援する関係機関が把握することは重要であり、

次の機関へ適正に情報をつなぐ必要があります。

また、安全な場所で保護されていても、残してきた家族や生活等のことが気にかかり、危険な行動をとってしまう場合があります。

DV被害者が適切な判断に基づく行動ができるよう、積極的に支援する必要があります。

- DVの問題を解決するためには、加害者に対して対策を講じ、DVの再発防止を図ることも必要です。

そのDVの効果的な再発防止には、加害者の責任を明確にした加害者更生プログラムの検討が必要です。

国の第4次男女共同参画基本計画においても、加害者更生の取組として、加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、そのあり方について検討するとされています。

- 加害者更生については、有効な指導方法が確立されているとは言えず、未解明な部分が多い現状であります。

また、暴力行為を改めたいと考える更生の意思のある加害者に対する対応についても求められています

国においても、加害者更生に関する調査研究を実施したところであり、こういった国の施策の状況や、他県の先駆的事例等の情報収集を行い、県として、暴力の持つ影響の大きさを早い段階から認識して学んでいく支援等加害者に対する取組を検討していくことが必要です。

今後の取組

項目	内容
① 「危険度アセスメント表」(※1)の作成と危険度の関係機関での共有	・定期的に関係者が協議を行い、全ての一時保護されたDV被害者について「危険度アセスメント表」を作成し、DV被害者の置かれている状況がどの程度の危険であるのかについて関係者間で共有し、DV被害者の安全を確保します。

項 目	内 容
② 一時保護におけるDV被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護所への移送について、警察や福祉事務所等との連携を図りながら、DV被害者の安全を確保します。 • DV被害者の安全確保が必要な場合は、警察官が各種支援を行います。 • 加害者からの追跡が厳しく、DV被害者の身の安全の確保を図るため、他の都道府県への一時保護を行うことが効果的な場合は、全国知事会において行われた申合せ（※2）により他の都道府県と連携し、円滑なDV被害者支援を図ります。 また、他の都道府県からのDV被害者の一時保護受入についても、申合せに沿って対応します。
③ 同行支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 一時保護中のDV被害者が保護命令の申立てを行う時や医療機関を受診する時等、必要な外出をする場合には、安全確保のため同行支援を実施します。
④ 安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 危険を覚悟してまでも加害者に近づいてしまうという状況になる前に、DV被害者の不安を少しでも和らげ、危険を回避できる適切な判断ができるよう、安心を確保するための対策を行っていきます。
⑤ 秘密の保持や適正な個人情報の管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> • 秘密の保持や適正な個人情報の管理の徹底について、DV被害者支援に携わる職務関係者に対し周知を図り、DV被害者及びその関係者の安全確保に努めます。
⑥ 住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> • DV被害者を保護する観点から、加害者等からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、医療保険の適切な取扱い（※3）等関係支援機関にDV被害者の安全確保について周知を徹底していきます。

項 目	内 容
⑦ 加害者への対応についての研究	<ul style="list-style-type: none"> • 国における加害者更生対策への取組促進について、プログラムの開発や更生に至るまでの仕組みづくりの研究等の加害者更生のための具体的手法の早急な開発について、国に要望していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> • 国の調査研究等や、他県の取組についての動向を把握し、加害者からの相談や加害者に対する働きかけについて研究していきます。

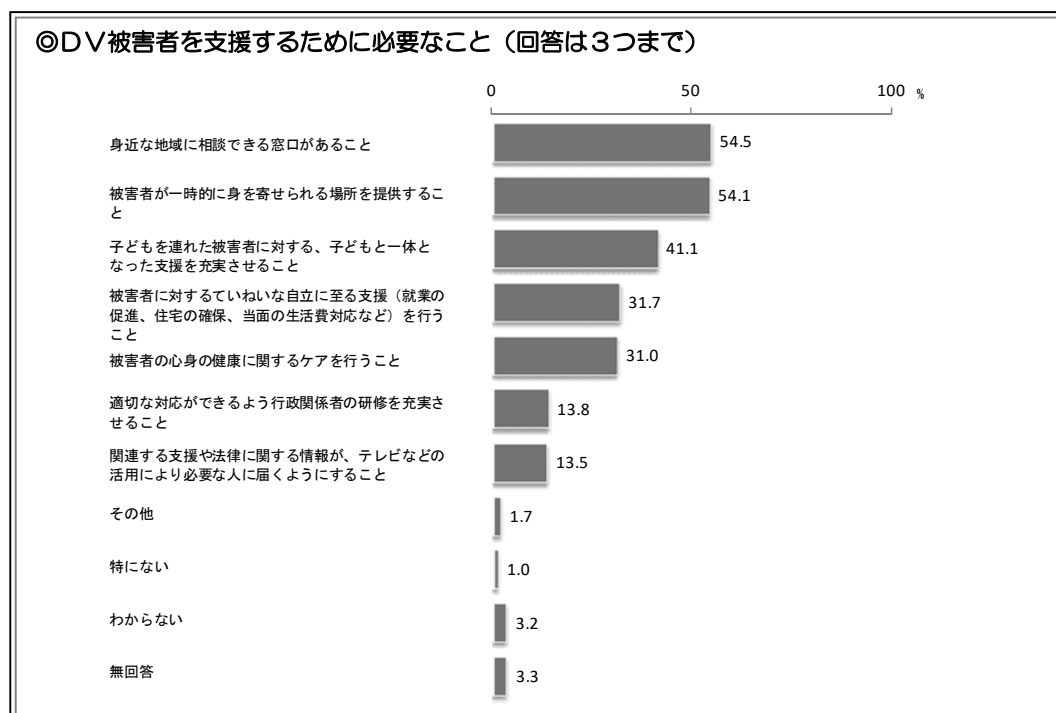
- (※1) 危険度アセスメント表：一時保護中及び婦人保護施設入所中のDV被害者に対して危険度のアセスメントを行った結果を表すものであり、職員間及び関係機関相互が共通認識を持つための資料として活用するもの。
- (※2) 全国知事会において行われた申合せ：DV被害者を一時保護する場合において、加害者の厳しい追及から逃れるため、他の都道府県の一時保護所に保護を依頼する等、DV被害者の安全・安心の確保を図るためには、都道府県間における広域連携が不可欠であるので、統一したルールを定め円滑な対応を行うことを目的として申し合わせたもの。(2007(平成19)年7月)
- 広域連携における保護の実施責任等の明確化について
 - DV被害者の移送は、送り出し側の職員等が同行支援し、移送に係る費用については送り出し側の都道府県が負担する。
 - 保護の費用負担
 - 受け入れたDV被害者の一時保護に係る婦人保護事業費は、受け入れ側の都道府県が負担する。等
- (※3) 医療保険の適切な取扱い：DV被害者は、婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯から外れることができる。

重点目標Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の推進

基本施策⑨ 総合的な支援の展開

現状と課題

- 被害者が自立した生活を送ることができるようにするため、配偶者暴力相談支援センターを始め、関係機関が連携して被害者を総合的に支援する必要があります。
- 2016（平成28）年度県政世論調査によれば、DV被害者を支援するために必要なこととして、「子どもを連れた被害者に対する、子どもと一体となった支援の充実」を挙げた人が約4割、「被害者に対する自立支援（就業の促進、住宅の確保等）」を挙げた人が約3割となっており、自立支援の充実が求められています。



*2016（平成28）年度 県政世論調査

- DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターはDV被害者の自立支援促進のため、就業の促進、住宅の確保、福祉制度の活用等社会生活に必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助を行うこととされており、その果たす役割は重要です。

必要な情報を提供するだけでなく、個別に関係機関と連絡を取り、自立支援に必要な措置が適切に行われるよう調整が必要となります。

したがって、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づく福祉制度の実施機関である福祉事務所の役割も重要です。

- 一時保護施設（委託を含む。）を退所した後のDV被害者の生活の場は、被害者の状況によってさまざまですが、2016（平成28）年度の実績では、約35%の方が母子生活支援施設や婦人保護施設等の社会福祉施設へ入所しており、DV被害者の自立支援に当たって、これらの施設は大きな役割を果たしています。

そのうち、DV被害者の最も多い入所先である母子生活支援施設では、母子支援員等が相談、支援に当たっていますが、子どもの保育や教育等を含め、母親と子どもの心身の健康の回復や生活基盤の安定と自立に向けた支援が求められています。

また、婦人保護施設については、若年単身女性の入所等一層の活用が求められます。

- さらに、DV被害者の自立のためには、母子父子寡婦福祉資金や母子家庭等就業・自立支援センターの活用、保育所の優先入所等、母子家庭等を対象とした事業が考えられますが、既存の制度の利用については関係機関が連携を図り、DV被害者の状況に配慮した柔軟な運用が求められます。

- 2011（平成23）年の一部改正後の民法（第766条第1項）において、面会交流（※）は子どものためのものであり、実施については子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記されました。

- DV被害者は、離婚後も子どもの面会交流を通じて加害者と接触する必要が生じる場合があります。面会交流を通じて居場所が加害者に知られてしまう等、面会交流のさまざまなやり取りの中でリスクが高まったり、ストレスを感じる場合があります。

このように、離婚した場合であっても、加害者との関係が切れないDV被害者に継続するリスクに対して、DV被害者の支援体制のあり方が課題となっています。

（※）面会交流：離れて暮らしている子どもと親が、定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり電話や手紙等の方法で交流すること。

今後の取組

項 目	内 容
① 関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センター、一時保護委託施設、福祉事務所等が連携して、DV被害者の意思を尊重しながら、生活保護等経済的支援や就業促進・住宅の確保等自立に向けた支援を行います。
② 施設から地域生活移行への取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設を退所した後に、DV被害者が地域で自立した生活が送れるよう支援の検討をしていきます。 自立に向けた施設（ステップハウス（※）等）の必要性と、あり方、運営方法等について研究をしていきます。
③ 状況に応じた福祉制度等の十分な活用	<ul style="list-style-type: none"> 離婚が成立していないDV被害者が、長期にわたって「遺棄されている」状態が継続すると見込まれる場合は、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を利用することができることから、これらの取扱いを、母子家庭等の支援施策をまとめた「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等により周知を図ります。 父又は母が保護命令を受けた児童等は、児童扶養手当の支給対象となることから、これらの取扱いを、母子家庭等の支援施策をまとめた「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等により周知します。 母子家庭の子どもの保育所への優先入所等の保育サービス等について、DV被害者に情報提供を行い、市町村と連携を図って、状況に応じた自立支援に向けての対応を行っていきます。
④ 加害者と継続的に関わらざるを得ないDV被害者への支援についての研究	<ul style="list-style-type: none"> 離婚後も面会交流等により、加害者との継続的な関わりを避けられないDV被害者への支援のあり方について、研究していきます。

（※）ステップハウス：シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れないDV被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

基本施策⑩ 被害者の心のケアの充実

現状と課題

- DV被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあり、また、加害者からの追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合があります。さらに、面会交流等のために離婚後も加害者と継続的に関わらざるを得ないことで、不安定な精神状態が長期化することもあります。
このようなDV被害者には心のケアが必要であるため、心身を癒すための専門的な支援が必要です。
- DV被害者の自立支援を行うには、心理職員が面接を行って精神的安定を図った上で、現実的な問題への対応をDV被害者それぞれの状況に即してきめ細かに行う必要があります。
現在、女性相談センター一時保護所では、心理職員を配置して面接相談を実施し、心理的支援を行っています。
- 被害者支援を行う相談員や心理職員には、被害者の立場を十分に理解し配慮するとともに、精神的支援を行うための相談スキルが求められます。

今後の取組

項目	内容
① DV被害者へのカウンセリング等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DVにより心身ともに傷ついたDV被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中のDV被害者に対して、心理職員による精神的安定のための面接相談を実施するとともに、生活相談及びハローワーク等への同行支援を実施します。 ・県内保健所で実施している「メンタルヘルス相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行う等、DV被害者が地域で生活を送りながら、身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。
② 職務関係者等への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員、教職員、医療・保健関係者及び福祉関係者等DV被害者に関わる関係者に、研修等を通して被害者心理について理解を深めていきます。 ・所属における研修の実施や外部研修への参加により、相談員や心理職員等の相談スキルの向上を図り専門性を高め、適切な支援につなげます。

基本施策⑪ 住宅の確保に向けた支援

現状と課題

- DV被害者が暴力から逃れて新たな場所で生活を始めるには、住宅の確保が必要です。

- 被害者の中には、自立の意思はあっても、経済的事情や頼れる親族・知人がいないため身元保証人がいない場合も多く、DV被害者が住んでいた家や一時保護施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。そのため、やむなく加害者のもとに留まったり、一時保護後も元の住居に帰宅せざるを得ない場合もあり、住宅を確保するための支援が求められています。

- アパート等を賃借する際に婦人保護施設の施設長が保証人となる「身元保証人確保対策事業」(※)を実施しており、本事業についての利用の周知及び適切な運用を図る必要があります。

- 県内の市町村営住宅では、DV被害者を優先入居の対象としていない市町村があり、優先入居とするよう働きかける必要があります。

※) 身元保証人確保対策事業：婦人保護施設等を退所する被害者が、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となる制度。

今後の取組

項目	内容
① 公営住宅の活用	・ 県営住宅へのDV被害者の優先入居と単身入居を行います。
	・ 市町村に対して、所管する公営住宅へのDV被害者の優先入居等の実施について働きかけを行います。
② アパート等入居のための身元保証人確保対策制度の利用促進	・ アパート等への入居に際し、保証人が確保されない場合の身元保証人確保対策事業について、利用の周知を図ります。

基本施策⑫ 就業に向けた支援

現状と課題

- DV被害者の自立を支援する上で、被害者の抱えるPTSD等の障害、安全確保の問題等、被害者一人ひとりの状況に応じ、被害者に対する就業支援を促進し、経済的基盤を確保することが極めて重要です。
- また、子どものいるDV被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、母子・父子家庭自立支援給付金等の制度の対象となり得ることから、こうした制度の活用について促すことも必要です。
- DV被害者に対し、就業支援情報の提供や、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練、就職する際の身元保証人確保対策制度等の活用の働きかけを行う等、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に努めることが必要です。

今後の取組

項目	内容
① 就業支援情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> • DV被害者の状況に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業訓練等の就業支援等に関する情報提供や助言を行います。
② 就職のための身元保証人確保対策制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> • 就職する際の、保証人が確保されない場合の身元保証人確保対策事業について、利用の周知を図ります。
③ 状況に応じた福祉制度等の十分な活用	<ul style="list-style-type: none"> • 子どものいるDV被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業相談や就業支援講習会、無料職業紹介、キャリアカウンセラー、母子・父子家庭自立支援給付金等の積極的な活用を促進していきます。
④ 心理面に配慮した就業支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 45歳未満のDV被害者に対して、あいち若者職業支援センターにおける職業選択サポート、心理の専門家等による就職相談、セミナー情報の提供等を行います。

基本施策⑬ 子どもへの支援

現状と課題

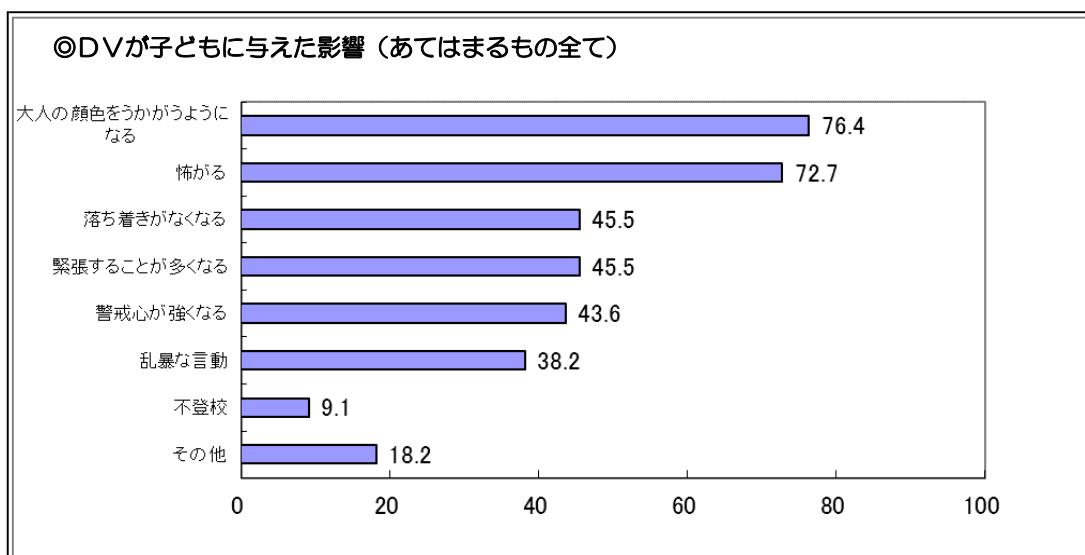
- 配偶者からの暴力であるDVと子どもに対する暴力である児童虐待は密接に絡んでいます。

家庭内で児童が配偶者からの暴力を目撃したことにより、著しい心理的外傷を受ける面前DVは心理的虐待に当たり、この案件が虐待の定義に加えられたことと、この案件に対する警察の通告姿勢が強化されたことから、本県においても虐待相談対応件数を急増させている大きな要因となっています。

また、配偶者に対して暴力を振るう加害者の中には、子どもに対しても暴力を振るう者もいるし、配偶者からの暴力を受けたDV被害者の中にも、子どもに対して暴力を振るう者もいるという現状があります。

- 子ども時代のDVの目撃が脳の発達にも悪影響を及ぼすこと、そして、身体的DVの目撃よりも言葉によるDVの目撃の方が脳へのダメージが大きいことを明らかにする研究結果も報告されています。

- DV被害者へのアンケート調査によると、子どもの目の前で暴力を受けた経験のある人は9割を超え、子どもへの影響として、大人の顔色をうかがうようになる、怖がる、落ち着きがなくなる、緊張することが多くなる等子どもにさまざまな心理的症状が現れることがうかがえ、子どもへの心理的ケアの充実を図ることが重要であります。



*配偶者からの暴力に関する調査

- 一時保護所では、同伴乳幼児の対応を行う保育士や心理職員、指導員を配置し、児童相談センターと連携を図りながら親子の支援を行っていますが、

子どもに与える影響の大きさを考慮し、同伴した子どもを対象とした相談体制、役割分担の整備・強化等、配偶者暴力相談支援センターと児童相談センターが密接に連携し、子どものケアの体制を確立することが必要です。

- また、一時保護を利用するDV被害者が同伴する子どもは、加害者の追跡から安全を確保するため通園や通学ができず、結果として学習の機会を奪われることがあります。一時保護施設を退所後、速やかに学校等に通えるよう、基本的な生活習慣や学習態度等を身に付ける環境づくりが重要です。
- さらに、DV被害者の子どもが通う学校や保育所等においても、親子の置かれた状況をよく理解し、子どもを守るための対応が求められます。
- 子どもがいるDV被害者が安心して子どもと生活できるよう、被害者の生活再建に向けた支援を行う中で、子どもの安全な就学の確保や転校先等の情報の適切な管理等、学校や保育所等関係機関が連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 一時保護所を退所し新しい生活を始めてからも、生活支援や子どもに対するメンタルサポートについて、切れ目ない支援の実施を福祉事務所等に働きかけていくことも重要です。

今後の取組	
項 目	内 容
① 子どもの心のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談センターと児童相談センターが連携し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面前DVを受け心理的ケアを必要としている子どもに対応するため、児童相談センターの体制強化を図り、児童心理司による心のケアを行っていきます。
② 一時保護中の学習支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護中の学習に必要な教材を提供する等学習を支援します。

項 目	内 容
③ 学校関係者等に対する制度趣旨の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもと日常的に接している教育関係者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保育士等に対して、DVの特性、子どもやDV被害者の置かれた立場、DV防止法の趣旨や内容についての周知徹底を図っていきます。
④ 子どもとともに生活するDV被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> • 事案に応じて、母子生活支援施設への入所、児童扶養手当等の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧める等情報提供を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、DV被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけ、DV被害者及びその子ども等の安全確保を図ります。

重点目標Ⅴ 関係機関等との連携促進と人材育成

基本施策⑭ 民間支援団体との連携・協働の促進

現状と課題

- DVの防止とDV被害者の保護、自立支援等各種支援策を推進していくためには、DVの問題に積極的に取り組んでいる民間支援団体の果たす役割は重要であり、民間支援団体と連携・協働していく必要があります。
- 民間支援団体は、DV被害者の立場に立って、DV被害者が抱える課題にきめ細かく対応するとともに、現在のDV被害者の実情やニーズを把握し、重大な人権侵害であるDVの問題について社会に警鐘を鳴らすという重要な役割を果たしています。
- 本県では、出前講座の講師派遣や一時保護の委託、愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催や各種研修会、事例検討会等への参加を通じ、民間支援団体と連携・協働を図っており、引き続き、民間支援団体の果たす役割を踏まえ、連携・協働を進めていく必要があります。
特に本県では、「あいち協働ルールブック 2004」に基づき、NPOとの協働を一層推進していくこととしています。
- 民間支援団体がその力を十分発揮できるよう、特に民間支援団体がそのノウハウやネットワークを活かして行ってきた相談、情報提供、同行支援等、DV被害者に対するきめ細やかで切れ目のない持続的な支援活動を、地域の中でさらに充実していくことができるよう支援を行う必要があります。

今後の取組

項目	内容
① 民間支援団体との連携	・民間支援団体に対して、相談、広報啓発、同行支援や研修等によるこれまでの活動のノウハウを活かせるような、本県における事業について委託を進めていきます。
② 民間支援団体への支援	・民間支援団体が行っている活動に対して、必要に応じて、さまざまな支援等について検討していきます。
	・民間支援団体の運営するシェルターと契約して一時保護委託を実施します。

項 目	内 容
③ 事例検討会及び連絡会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センターを中心として、DV被害者支援に役立てるよう、民間支援団体と事例検討会や連絡会を行っていきます。
④ 愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催等による連携	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議やそのワーキンググループ等を開催し、関係機関相互の連携を深め、DV被害者施策を推進していきます。 県の基本計画の策定及び見直しに当たっては、民間支援団体を検討会議の構成員とし、その意見等を取り入れます。

基本施策⑮ 関係行政機関等との連携促進

現状と課題

- DV被害者の適切な支援を行うためには、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、市町村、法務局等関係機関が共通認識を持ち、日々の相談や一時保護、自立支援等さまざまな段階で緊密に連携することが重要です。
- 本県では、2001（平成13）年度からDV問題について、関係機関の連携を図り、DV被害者の相談、一時保護、自立支援を円滑に推進するため、愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議を設置し、連携強化を図りながら、DV被害者施策を推進しています。

このネットワーク会議では、DV被害者の相談、一時保護、自立支援に係る連携方法や対応策の検討を行うとともに、計画の進行管理等を報告しています。

また、このネットワーク会議の下にワーキンググループを設置して、学識経験者等を講師とした事例検討を行っています。

さらに、愛知県女性相談センター駐在室管内地域ごとにおいても、DV被害者保護支援連絡会議を開催し、関係行政機関と連携を図っています。
- 市町村においてDV被害者支援を行う場合にも、DV被害者に関わる関係課室や地域の民間支援団体を含めた関係機関が連携することが必要であり、地域でのネットワークづくりが課題となります。
- DV被害者の保護に当たっては、市町村間における広域的な対応も必要であることから、DV相談マニュアル等の中で、広域的な対応についての一定のルールを設けて対応しています。
- 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、県と市町村の役割や相互協力のあり方について、次のような認識のもと、施策を推進していきます。
- 今後、本県のDV被害者への対応をより充実したものとしていくためには、愛知県女性相談センターを中心として、県と市町村による支援をより充実させ、県全体でDV被害者を支援していく体制を構築していくことが重要です。

そのため、県と市町村を始めとする関係機関等がDVに関する認識を共有し、支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互に連携するとともに適切に対応することが重要です。

◇ 県の役割

- DVの防止及びDV被害者の保護に係る専門的・広域的な施策の推進を図ります。
- 市町村における基本計画の策定、相談・自立支援等のDV被害者支援の取組が円滑に進むよう、専門的知識の提供や技術的助言、必要な情報提供を行います。
- 関係機関、民間支援団体と連携し、県内全体の施策推進体制の強化に努めます。
- 愛知県女性相談センター（県配偶者暴力相談支援センター）は、DV被害者に対し、各種の援助を行います。

一時保護を適切に実施し、相談から自立支援までを一貫して対応するとともに、DV被害者保護・支援の中核機関として、自立支援に取り組む市町村を支援します。

◇ 市町村の役割

- DVの防止及びDV被害者の保護のための施策を、地域の実情に合わせて実施していく上で、重要な役割を有しており、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について積極的な取組が求められています。
- 具体的な役割として、身近な相談の実施、愛知県女性相談センターの一時保護開始までの間等の避難場所の確保や一時保護所までの同行支援等緊急時における安全の確保を行うこと、一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが望まれます。

今後の取組

項 目	内 容
① 愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催等による連携	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議やそのワーキンググループ等を開催し、関係機関相互の連携を深め、DV被害者施策を推進していきます。【再掲】
② 相談マニュアルの活用	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センターが2015（平成27）年12月に改訂した「DV相談マニュアル」を関係機関に配布し、各機関でDV被害者に対して適切な対応がなされるよう努めるとともに、関係機関相互の連携に役立てていきます。また、必要に応じて同マニュアルの改訂を行います。【再掲】
③ 市町村DV対策ネットワークづくりへの助言	<ul style="list-style-type: none"> 会議や研修を通して、市町村のDV被害者支援における関係課室や地域の民間支援団体を含めた関係機関の連携について、市町村でのネットワークづくりへの助言を行っていきます。
④ 女性相談センター駐在室におけるネットワークの促進	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センターの全ての駐在室において、管内の市町村や警察、保健所等の関係機関による連携を図るため、連絡会議の開催等により、関係行政機関とのネットワークづくりを促進します。
⑤ 市町村間における広域連携	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県女性相談センター一時保護実施要領」や「DV相談マニュアル」に基づき、市町村と連携しながら対応していきます。

基本施策⑩ 職務関係者の研修の充実

現状と課題

- 職務関係者は、DVの特性やDV被害者の立場を十分理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要です。

- また、DV被害者が保護を求めて最初に相談をする市町村等の相談窓口、離婚手続きを進めるための調停の場等において、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関する理解不足から、必要な支援を行うことができなかつたり、DV被害者に二次的被害が生ずることがあります。
そのため、職務関係者がDV被害者について十分に理解することは重要なことです。

- DV被害者について理解するには、実際にDV被害者への支援に携わっている職務関係者が集まり、困難事例や各関係機関における課題等について事例検討会等を行うことが非常に有効な手段であり、職務関係者の資質の向上のためにも、関係機関が参加する事例検討会を行う必要があります。

- また、情報漏えい等の問題も起きていることから、職務関係者の研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等も含め、DVについての実践的な知識や留意点、保護命令の申立て手続き等関連する法制度について、幅広く情報を提供する必要があります。

- DVは犯罪となりうる行為であり、加害者に責任があるという認識に基づき、DV被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮するための研修を進めていく必要があります。

- 相談員等の支援者は、DV被害者から深刻な被害状況等について相談を聴くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる代理受傷を体験したり、納得のいく解決策を容易に見出せず、無力感、虚脱感を感じるようになる、いわゆるバーンアウト（燃えつき症候群）状態に陥らないよう、スーパーバイズ等による心理的負担の軽減に向けた対策の充実も必要です。

今後の取組

項 目	内 容
① 女性相談センターによる研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> • DV被害者に二次的被害を与えることなく、良質な支援が行われるよう、女性相談員等DV職務関係者の研修を充実させていきます。【再掲】 • 職務関係者がDV被害者支援における各分野の知識に精通し、より高度で的確な対応ができるよう、経験年数や職務に応じた体系的・継続的な研修を実施し、専門的な知識や技術の向上を図ります。 • より経験のある職員等を配置し、より良い被害者支援を実施できるよう、女性相談員等DV職務関係者のメンタルヘルスケアの充実に努めます。【再掲】
② 地域別事例検討会の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の実情に合ったDV被害者の支援をさらに充実するために、地域ごとに具体的事例に基づく事例検討会等を実施し、さらなる関係機関の情報の共有や一層の連携を図ります。
③ 職務関係者等への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 行政職員、教職員、医療・保健関係者及び福祉関係者等DV被害者に関わる関係者に、研修等を通して被害者心理について理解を深めていきます。【再掲】 • 所属における研修の実施や外部研修への参加により、相談員や心理職員等のスキルの向上を図り専門性を高め、適切な支援につなげます。【再掲】 • 警察において、DVの特性を理解した適切な職務執行を行うため、全職員を対象に意識の醸成と担当者への研修及び指導を実施します。

